

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 埼玉県ふじみ野市駒林18番地

氏名 株式会社ウチダ  
代表取締役 内田 一二三

優良

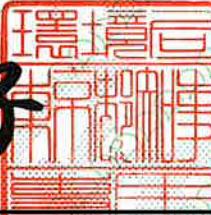
廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

許可の年月日 令和 7 年 5 月 10 日

許可の有効年月日 令和 14 年 5 月 9 日



NO COPY

再複写無効

## 1 事業の範囲

## (1) 業の区分

収集・運搬（積替え保管を除く。）

## (2) 産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類

（石綿含有産業廃棄物を含む。）（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

（以上 15 種類）

## 2 積替え保管施設

\*\*\*\*\*

## 3 許可の条件

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

## 4 許可の更新・変更の状況

平成 3 年 5 月 10 日 新規許可

令和 7 年 5 月 10 日 更新許可 第 6 回

## 5 積替え許可の有無

無

## 6 規則第 9 条の 2 第 8 項の規定による許可証の提出の有無

無

（以下余白）

産業廃棄物エキスパート

都認定番号: 6-22-A0046

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 埼玉県ふじみ野市駒林18番地  
 氏 名 株式会社ウチダ  
 代表取締役 内田 一二三

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事

大野 元裕



許可の年月日 令和6年10月21日  
 許可の有効年月日 令和13年10月20日

NO COPY

再複写無効

## 1. 事業の範囲

- (1) 事業の区分：収集運搬（積替え保管を含む。）  
 (2) 取り扱える産業廃棄物の種類

燃え殻(#2)、汚泥(\*) (#1)、廃油、廃酸(#1) (#2)、廃アルカリ(#1) (#2)、  
 廃プラスチック類(\*) (#1)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、  
 金属くず(#1)、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず(\*) (#1)、  
 鉱さい(#2)、がれき類(\*) 以上15種類

- (3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

廃プラスチック類(\*) (#1)、木くず、ゴムくず、金属くず(#1)、  
 ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず(\*) (#1)、がれき類(\*)  
 以上6種類

※1 産業廃棄物の種類に(\*)表示のある場合は石綿含有産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。

※2 産業廃棄物の種類に(#1)表示のある場合は水銀使用製品産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。

※3 産業廃棄物の種類に(#2)表示のある場合は水銀含有ばいじん等を含み、表示のない場合は含まない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ施設等の所在地

埼玉県狭山市大字上赤坂字妻恋ヶ原589番1、589番6、589番7、589番8、  
 589番9、589番10 以上6筆（面積1, 514 m<sup>2</sup>）

保管施設の概要は裏面のとおり。

## 3. 許可の条件

収集運搬に伴う保管は、2. に掲げる場所及び施設で行うこと。

## 4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
昭和62年10月21日	指令環整第 704号	新規許可
平成30年 3月19日	—	変更届（水銀使用製品産業廃棄物等の明示）
令和 2年 6月 1日	指令産廃第165-1号	変更許可（「取り扱える」1種類の限定の解除）
令和 3年12月13日	—	変更届（「取り扱える」石綿含有産業廃棄物の汚泥の明示）
令和 6年10月21日	指令西環第 2-3号	更新許可（優良認定）

## 5. 積替え許可の有無 無

※ 県内の政令市における許可の有無を記載

## 6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

許可番号 01110030676

## 保管施設の種類及び能力等

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ	保管上限
木くず 以上1種類	405.0m <sup>2</sup>	2.5m (屋外)	559.1m <sup>3</sup>
廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く。）、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）以上5種類	536.0m <sup>2</sup>	2.5m (屋外)	773.0m <sup>3</sup>
廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず、がれき類以上3種類（いずれも石綿含有産業廃棄物を含む。）	16.0m <sup>2</sup>	1.8m (屋外)	16.0m <sup>3</sup> (8m <sup>3</sup> コンテナ×2個)
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず以上3種類（いずれも水銀使用製品産業廃棄物に限る。）	16.0m <sup>2</sup>	1.8m (屋外)	16.0m <sup>3</sup> (8m <sup>3</sup> コンテナ×2個)

(以下余白)

NO COPY

再複写無効

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 埼玉県ふじみ野市駒林18番地

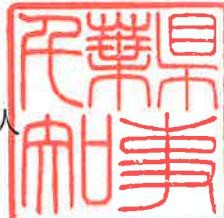
氏 名 株式会社 ウチダ

代表取締役 内田 一二三

優  
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項  
 第14条の2第1項 の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 熊 谷 俊 人



許可の年月日

令和6年9月26日

許可の有効年月日

令和13年9月24日

NO COPY

再複写無効

## 1. 事業の範囲

## (1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

## (2) 産業廃棄物の種類

ア 汚泥（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む）、イ 廃油、ウ 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破碎物を除く）、エ 紙くず、オ 木くず、カ 繊維くず、キ ゴムくず、ク 金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破碎物を除く）、ケ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破碎物を除く）、コ 鉱さい、サ がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）  
 （これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を収集・運搬できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」、「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については、それぞれ水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。

## 2. 許可の条件

なし

## 3. 許可の更新又は変更の状況

平成7年9月25日 新規許可

令和6年9月26日 更新許可（優良認定）・変更許可（2品目の追加、限定の解除）

## 4. 積替え許可の有無 寸・無

（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

## 5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 寸・無

(以下余白)

## 備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

# 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 埼玉県ふじみ野市駒林18番地

氏名 株式会社ウチダ

優良

〔法人にあっては名称  
及び代表者の氏名〕  
代表取締役 内田 一二三

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

神奈川県知事

黒岩祐治

許可の年月日

平成 31年 4月 3日

(初回許可年月日 平成 4年 3月 23日)

許可の有効年月日

令和 8年 3月 22日



## 1. 事業の範囲

## (1) 事業の区分

収集運搬（積替・保管を除く。）

## (2) 産業廃棄物の種類（取扱う産業廃棄物は、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

燃え殻、汚泥（※1）、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（※1※2）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず（※2）、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（※1※2）、がれき類（※1）

※1：石綿含有産業廃棄物を含む。

※2：水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※3：水銀含有ばいじん等を含む。

（注1）石綿含有産業廃棄物を含む旨、水銀使用製品産業廃棄物を含む旨又は水銀含有ばいじん等を含む旨の注記がない種類については、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。

## 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さなし

3. 許可の条件  
なし

## 4. 許可の更新及び変更の状況

平成31年 4月 3日 更新許可

## 5. 積替え許可の有無 無

## 6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

無

## 備考

「5. 積替え許可の有無」には、政令市の許可を記載した。

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

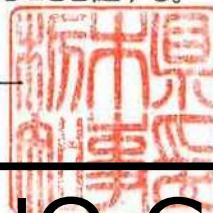
住所 埼玉県ふじみ野市駒林18番地

氏名 株式会社 ウチダ  
代表取締役 内田 一二三

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

栃木県知事

福田 富一



許可の年月日

令和4(2022)年4月20日

許可の有効年月日

令和7(2025)年11月16日

NO COPY

再複写無効

## 1. 事業の範囲

## (1) 営業の種別

収集・運搬(積替えを除く。)



(2) 取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合はその旨)

## ① 積替えを除くもの。

- ・汚泥(石綿含有産業廃棄物を含む)
- ・廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含む)
- ・紙くず
- ・木くず
- ・繊維くず
- ・動植物性残さ
- ・ゴムくず
- ・金属くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む)
- ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含む)
- ・がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む)

## 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類

なし

## 3. 許可の条件

なし

## 4. 許可の更新又は変更の状況

新規許可	平成 7(1995)年11月17日	
更新許可	平成12(2000)年11月17日	
変更許可	平成15(2003)年 8月26日	取り扱う産業廃棄物の種類の追加
変更届	平成17(2005)年10月 5日	住所の変更による届出
更新許可	平成17(2005)年11月17日	
更新許可	平成22(2010)年11月17日	
更新許可	平成27(2015)年11月17日	
更新許可	令和 2(2020)年11月17日	
変更許可	令和 4(2022)年 4月20日	取り扱う産業廃棄物の種類の追加

## 5. 積替え許可の有無

有6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有

様式第七号（第十条の二関係）

3284

許可番号 00801030676

# 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 埼玉県ふじみ野市駒林18番地

氏名 株式会社 ウチダ

代表取締役 内田 一二三

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。  
~~第14条の2第1項~~

茨城県知事 大井川和彦

許可の年月日

令和5年11月15日

許可の有効年月日

令和10年9月24日

NO COPY

再複写無効

1. 事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること）

積替え保管を除く：燃え殻(\*7)、汚泥(\*4)(\*5)(\*7)、廃油(\*5)、廃酸(\*5)(\*7)、廃アルカリ(\*5)(\*7)、廃プラスチック類(\*1)(\*4)(\*6)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず(\*1)(\*6)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(\*1)(\*4)(\*6)、がれき類(\*4)  
以上13種類

(※) 記載品目については、(\*1)自動車等破碎物を除く、(\*4)石綿含有産業廃棄物を含む、  
 (\*5)水銀使用製品産業廃棄物を除く、(\*6)水銀使用製品産業廃棄物を含む、  
 (\*7)水銀含有ばいじん等を除く

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ該当なし。

3. 許可の条件

特になし。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	変更内容	許可(届出)年月日	変更内容
平成10年9月25日	新規許可	平成30年11月2日	更新許可
平成15年9月25日	更新許可	令和5年11月15日	更新許可
平成17年10月26日	変更届(住所の変更)		以下余白
平成20年9月25日	更新許可		
平成25年10月16日	更新許可		

5. 積替え許可の有無 有・無

(積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。)

市名 許可番号

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 埼玉県ふじみ野市駒林18番地

氏 名 株式会社ウチダ

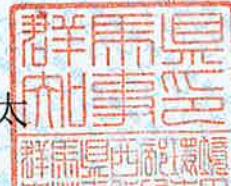
代表取締役 内田一二三

優  
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事

山本 一大



許可の年月日

令和7年 7月 6日

許可の有効期限

令和14年 7月 5日

NO COPY

再複写無効

## 1 事業の範囲

## (1) 事業の区分

収集、運搬（積替え保管を除く。）

## (2) 産業廃棄物の種類

収集、運搬（積替え保管を除く。）

①燃え殻、②汚泥、③廃油、④廃酸、⑤廃アルカリ、⑥廃プラスチック類、⑦紙くず、⑧木くず、⑨繊維くず、⑩動植物性残さ、⑪ゴムくず、⑫金属くず、⑬ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、⑭鉱さい、⑮がれき類（以上15種類）  
 ※②については、石綿含有産業廃棄物を含む。

※⑥については、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※⑫については、水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※⑯については、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※⑰については、石綿含有産業廃棄物を含む。

## 2 許可の条件

なし

## 3 許可の更新、変更の状況

平成 3年 7月 6日 新規許可

平成 8年 7月 6日 更新許可

様式第七号の二（第十条の二関係）

平成13年	7月	6日	更新許可
平成13年	8月	21日	変更許可
平成18年	7月	6日	更新許可
平成23年	7月	6日	更新許可
平成30年	7月	6日	更新許可
令和6年	8月	26日	変更許可
令和7年	7月	6日	更新許可

NO COPY

再複写無効

4 積替え許可の有無 有・

5 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 埼玉県ふじみ野市駒林18番地

氏 名 株式会社ウチダ

( 法人にあつては名称  
及び代表者の氏名 ) 代表取締役 内田 一二三

**NO COPY**  
再複写無効

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

山梨県知事 長崎 幸太郎



許可の年月日 令和4年3月12日

許可の有効年月日 令和9年3月11日

## 1 事業の範囲

産業廃棄物の種類	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず、がれき類  以上8種類  ※ただし、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含み、水銀含有ばいじん等を含まない。
積替え保管の有無	無し

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ(積替え又は保管を行う場合に限る。)

無し

## 3 許可の条件

無し

## 4 許可の更新・変更の状況

平成 4年 3月12日	新規許可
令和 4年 5月10日	許可の更新

## 5 積替え許可の有無

有・無

## 6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有・無

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

埼玉県ふじみ野市駒林18番地

株式会社 ウチダ

代表取締役 内田 一二三

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

新潟県知事 花角英世



NO COPY

再複写無効

許可の年月日 令和 3年11月30日

許可の有効年月日 令和 8年11月 6日

## 1 事業の範囲

・収集・運搬（積替え・保管を除く。）

廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（以上、石綿含有産業廃棄物を含む。）、

紙くず、木くず、繊維くず（以上、石綿含有産業廃棄物を除く。）、ゴムくず、金属くず（以上、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

## 2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

### 3 許可の条件

### 4 許可の更新又は変更の状況

- ・新規許可年月日 平成13年11月 7日
- ・変更届出年月日 平成17年10月14日  
(合併による住所変更 旧 埼玉県上福岡市大字駒林18番地)
- ・更新許可年月日 平成18年11月20日
- ・更新許可年月日 平成23年12月 8日
- ・更新許可年月日 平成28年11月25日
- ・更新許可年月日 令和 3年11月30日

**NO COPY**  
再複写無効

### 5 積替え許可の有無

無

### 6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

無

(令和 3年11月30日 更新許可)



許可番号 00400030676

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 埼玉県ふじみ野市駒林18番地  
名 株式会社ウチダ  
〔 法人にあつては、名称  
及び代表者の氏名 〕 代表取締役 内田 一二三

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

宮城県知事 村井嘉浩

NO COPY  
再複写無効許可の年月日 令和5年2月6日  
許可の有効年月日 令和10年2月5日

## 1 事業の範囲（積替え又は保管行為を除く。）

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 以上8種類  
(これらのうち石綿含有産業廃棄物を含む。水銀使用製品産業廃棄物を含む。廃プラスチック類、金属くず並びにガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは、自動車等破碎物を除く。  
以下余白)

## 2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

\*\*\*\*\*

## 3 許可の条件

なし

## 4 許可の更新又は変更の状況

平成15年2月6日許可  
平成20年2月6日更新受付  
平成25年2月6日更新許可  
平成30年2月6日更新許可  
令和5年2月6日更新許可

5 積替え許可の有無 寸・6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 寸・

## 備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

# 産業廃棄物収集運搬業許可証

埼玉県ふじみ野市駒林18番地  
株式会社ウチダ  
代表取締役 内田一二三

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

山形県知事 吉村 美栄子



許可の年月日 令和 6年 6月 13日

許可の有効年月日 令和 11年 5月 20日

**NO COPY**

再複写無効

1 事業の範囲

種類	取扱	特記事項	種類	取扱	特記事項
燃え殻	○		金属くず	○	
汚泥	○		ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	○	
廃油	×		鉱さい	○	
廃酸	×		がれき類	○	
廃アルカリ	×		動物のふん尿	×	
廃プラスチック類	○		動物の死体	×	
紙くず	○		ばいじん	×	
木くず	○		政令第1条第13号に規定する産業廃棄物	×	
繊維くず	○		自動車等破碎物	○	
動植物性残さ	○		石綿含有産業廃棄物	○	
動物系固形不要物	×		水銀使用製品産業廃棄物	○	
ゴムくず	○		水銀含有ばいじん等	×	

これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。

[備考] 表中の「○」は取扱うことができるもの、「◎」は積替え及び保管を行うことができるもの、「×」は取扱うことができないものを示す。

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さなし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成16年 5月21日	許可
平成21年 5月21日	許可の更新
平成26年 5月21日	許可の更新
令和元年 5月30日	許可の更新
令和 6年 6月13日	許可の更新

5 積替え許可の有無

有 ·  無  
許可番号

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有 ·  無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

許可番号 第00707030676号

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 埼玉県ふじみ野市駒林18番地

氏 名 株式会社ウチダ  
代表取締役 内田一二三

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

福島県知事 内堀雅雄



NO COPY

再複写無効

許可の年月日

令和3年9月13日

許可の有効年月日

令和8年8月7日

### 1 事業の範囲

(1) 事業の区分 収集運搬（積替え及び保管行為を含まない。）

#### (2) 産業廃棄物の種類

①燃え殻②汚泥③廃油④廃酸⑤廃アルカリ⑥廃プラスチック類⑦紙くず⑧木くず⑨繊維くず⑩動植物性残さ⑪ゴムくず⑫金属くず⑬ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず⑭鉱さい⑮がれき類⑯ばいじん

（これらのうち石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破碎物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

以上16種類

### 2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

\*\*\*\*\*

### 3 許可の条件

\*\*\*\*\*

### 4 許可の更新又は変更の状況

新規許可年月日 平成23年8月8日

更新許可年月日 平成28年8月31日（有効期間 平成28年8月8日～令和3年8月7日）

申出年月日 平成29年10月12日（省令改正に伴う水銀廃棄物の記載追加）

更新許可年月日 令和3年9月13日（有効期間 令和3年8月8日～令和8年8月7日）

### 5 積替え許可の有無 有・無

### 6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無



許可番号 2009030676

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 埼玉県ふじみ野市駒林18番地  
 氏 名 株式会社ウチダ  
 代表取締役 内田 一二三

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

長野県知事

阿 部 守 一

許可の年月日 令和6年2月10日

許可の有効年月日 令和11年2月9日

NO COPY

再複写無効

## 1 事業の範囲

取扱う産業廃棄物の種類 (特別管理産業廃棄物を除く。)	積替 保管	※○:取り扱うもの ◎:積替え又は保管行為を含むもの			
		石綿含有 産業廃棄物	水銀使用製品 産業廃棄物	水銀含有 ばいじん等	自動車等 破碎物
廃プラスチック類	—	○	○	—	—
紙くず	—	—	—	—	—
木くず	—	—	—	—	—
繊維くず	—	—	—	—	—
ゴムくず	—	—	—	—	—
金属くず	—	—	○	—	—
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	—	○	○	—	—
がれき類	—	○	—	—	—

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし

## 3 許可の条件

なし

## 4 許可の更新又は変更の状況

- 平成21年2月10日 新規許可
- 令和6年2月10日 更新許可

## 5 県内の政令市における積替え許可の有無

有 • 無

市名 該当なし

許可番号 該当なし

## 6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有 • 無

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 埼玉県ふじみ野市駒林18番地

氏名 株式会社 ウチダ

代表取締役 内田 一二三

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

静岡県知事

鈴木 康友

許可の年月日 令和7年 4月10日

許可の有効年月日 令和12年 4月 9日

## 1. 事業の範囲

事業の区分

収集運搬（積替え及び保管行為を除く）

産業廃棄物の種類

廃プラスチック類（石綿含有廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ゴムくず、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有廃棄物を含む。）、燃え殻、汚泥（石綿含有廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、廃油、廃酸（水銀含有ばいじん等及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、廃アルカリ（水銀含有ばいじん等及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、鉱さい（水銀含有ばいじん等を含む。）

以上 15品目

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

該当しない

## 3. 許可の条件

## 4. 許可の更新又は変更の状況

令和7年 4月10日 新規許可

## 5. 積替え許可の有無 無

## 6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無



NO COPY

再複写無効

許可番号 01152030676

## 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 埼玉県ふじみ野市駒林18番地

氏 名 株式会社ウチダ

代表取締役 内田 一二三

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 大野 元裕



許可の年月日 令和 6年 3月21日

許可の有効年月日 令和11年 2月 5日

NO COPY

再複写無効

## 1. 事業の範囲

- (1) 事業の区分：収集運搬（積替え保管を除く。）
- (2) 取り扱える特別管理産業廃棄物の種類  
感染性産業廃棄物  
廃石綿等  
廃油（※）  
以上3種類

※ （※）の品目については、特定有害産業廃棄物に限り、含まれる有害物質については裏面のとおりとし、当該廃棄物を処分するために処理したものと含む。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ  
該当なし

3. 許可の条件  
特になし

## 4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指 令 番 号	変 更 内 容
平成16年 2月 6日	指令西環第28-43号	新規許可
平成17年10月14日	—	変更届（住所）
平成26年 3月14日	指令産廃第12-210号	更新許可
平成31年 3月29日	指令産廃第12-198号	更新許可
令和 6年 3月21日	指令産廃第12-200号	更新許可

## 5. 積替え許可の有無 無

※ 県内の政令市における許可の有無を記載

## 6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

許可番号 01152030676

## 特定有害産業廃棄物の種類

特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。（表中の「○」は取り扱うことができるもの、「●」は積替え保管できるもの、「-」は扱うことができないものを示す。）

有害物質	廃棄物名	指定下水汚泥	鉛さい	ばいじん	燃え殻	廢油	汚泥	廃酸	廃アルカリ
水銀又はその化合物	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カドミウム又はその化合物	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉛又はその化合物	-	-	-	-	-	-	-	-	-
有機燐化合物	-	-	-	-	-	-	-	-	-
六価クロム化合物	-	-	-	-	-	-	-	-	-
砒素又はその化合物	-	-	-	-	-	-	-	-	-
シアノ化合物	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ポリ塩化ビフェニル	-	-	-	-	-	-	-	-	-
トリクロロエチレン	-	-	-	-	-	○	-	-	-
テトラクロロエチレン	-	-	-	-	-	○	-	-	-
ジクロロメタン	-	-	-	-	-	-	-	-	-
四塩化炭素	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1, 2-ジクロロエタン	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1, 1-ジクロロエチレン	-	-	-	-	-	-	-	-	-
シス-1, 2-ジクロロエチレン	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1, 1, 1-トリクロロエタン	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1, 1, 2-トリクロロエタン	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1, 3-ジクロロプロペン	-	-	-	-	-	-	-	-	-
チラム	-	-	-	-	-	-	-	-	-
シマジン	-	-	-	-	-	-	-	-	-
チオベンカルブ	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ベンゼン	-	-	-	-	-	-	-	-	-
セレン又はその化合物	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1, 4-ジオキサン	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ダイオキシン類	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(以下余白)

**NO COPY**

再複写無効



## 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

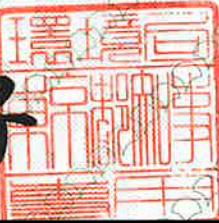
住所 埼玉県ふじみ野市駒林18番地

氏名 株式会社ウチダ  
代表取締役 内田 一二三

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 6年 1月 19日

許可の有効年月日 令和 11年 1月 18日

NO COPY

再複写無効

## 1 事業の範囲

## (1) 業の区分

収集・運搬(積替え保管を除く。)

## (2) 特別管理産業廃棄物の種類

- ① 感染性産業廃棄物
- ② 特定有害産業廃棄物
  - ア. 廃石綿等
  - イ. 金属等を含む廃棄物(裏面別表のとおり)

## 2 積替え保管施設

\*\*\*\*\*

## 3 許可の条件

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

## 4 許可の更新・変更の状況

平成 16年 1月 19日 新規許可

令和 6年 1月 19日 更新許可 第4回

## 5 積替え許可の有無

無

## 6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

無

(裏面あり)

(裏面)

別表 産業廃棄物の種類：金属等を含む廃棄物

有害物質名	1 アルキル水銀化合物	2 水銀又はその化合物	3 カドミウム又はその化合物	4 鉛又はその化合物	5 有機燃焼化合物	6 六価クロム化合物	7 砒素又はその化合物	8 シアノ化合物	9 P C B	10 トリクロロエチレン	11 ジクロロメタン	12 四塩化炭素	13 テトラクロロエチレン	14 ジクロロエタン	15 ジクロロエチレン	16 ジクロロエタン	17 ジクロロエタン	18 ジクロロエタン	19 ジクロロエタン	20 チラム	21 シマジン	22 チオベンカルブ	23 ベンゼン	24 セレン又はその化合物	25 一・四ジオキサン	26 ダイオキシン類
廃棄物名																										
燃え殻	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
汚泥	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
廃油	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
廃酸	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
廃アルカリ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
鉱さい	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ばいじん	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
指定下水汚泥	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

【備考】・表中の「○」は取扱うことができるもの、「-」は取扱うことができないものを示す。



## 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 埼玉県ふじみ野市駒林18番地

氏名 株式会社ウチダ  
代表取締役 内田 一二三

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

栃木県知事

福田富一



NO COPY

再複写無効

## 1. 事業の範囲

- (1) 事業の区分 収集・運搬（積替えを除く。）  
 (2) 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

種類	条件等
感染性産業廃棄物	—
廃石綿等	—

区分	有害物質の種類等（-取扱不可:●取扱可能）																		
	水銀	カドミウム	鉛	有機燐	六価クロム	砒素	P C B	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	I I I I I	I I I I I	I I I I I	I I I I I	チウラム	シマジン	オベンカルブ	セレン
取り扱う 特別管理 産業廃棄物	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
廃油	—	—	—	—	—	—	—	●	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

## 2. 積替・保管施設 なし

## 3. 許可の条件 なし

## 4. 許可の更新又は変更の状況

新規許可 平成16(2004)年2月12日  
更新許可 令和6(2024)年2月12日 更新4回目

5. 積替え許可の有無（県内の政令市における許可） 有 ● 無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有 ● 無

## 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 埼玉県ふじみ野市駒林18番地

氏 名 株式会社ウチダ

代表取締役 内田一二三

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事

山本 一太



許可の年月日

令和6年 2月 3日

許可の有効期限

令和11年 2月 2日

NO COPY

再複写無効



## 1 事業の範囲

## (1) 事業の区分

収集、運搬（積替え保管を除く。）

## (2) 産業廃棄物の種類

収集、運搬（積替え保管を除く。）

①廃油・揮発油等、②廃酸・腐食性、③廃アルカリ・腐食性、④感染性産業廃棄物、  
 ⑤特）廃石綿等、⑥特）汚泥、⑦特）廃油、⑧特）廃酸、⑨特）廃アルカリ（以上  
 9種類）

※⑥、⑦、⑧及び⑨に含まれる有害物質は許可証別紙1のとおりとする。

## 2 許可の条件

なし

## 3 許可の更新、変更の状況

平成26年 2月 3日 新規許可

平成31年 2月 3日 更新許可

令和 6年 2月 3日 更新許可

令和 7年 7月 16日 変更許可

## 4 積替え許可の有無

有・

## 5 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有・

## 特定有害産業廃棄物の種類

特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。

- ・表中の「○」は「積み替え保管を含む。」で扱うことができるもの。
- ・表中の「○」は「積み替え保管を除く。」で扱うことができるもの。
- ・表中の「-」は扱うことができないもの。

NO COPY

再複写無効

廃棄物名 有害物質	特) 燃え 殻	特) 汚泥	特) 廃油	特) 廃酸	特) 廃アルカリ	特) 鉱さ い	特) ばい じん	特) 13 号廃棄物
メキル水銀化合物		-		-	-	-	-	-
メキル水銀化合物(環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。)		-		-	-	-	-	-
水銀又はその化合物		○		○	○	-	-	-
水銀又はその化合物(環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。)		-		-	-	-	-	-
カドミウム又はその化合物	-	○		○	○	-	-	-
鉛又はその化合物	-	○		○	○	-	-	-
有機燐化合物		-		-	-			
六価クロム化合物	-	○		○	○	-	-	-
砒素又はその化合物	-	○		○	○	-	-	-
シアン化合物		○		-	○			
PCB		-		-	-			
トリクロロエチレン		-	○	-	-			
テトラクロロエチレン		-	○	-	-			
ジクロロメタン		-	-	-	-			
四塩化炭素		-	-	-	-			
1, 2-ジクロロエタン		-	-	-	-			
1, 1-ジクロロエチレン		-	-	-	-			
シス-1, 2-ジクロロエチレン		-	-	-	-			
1, 1, 1-トリクロロエタン		-	-	-	-			
1, 1, 2-トリクロロエタン		-	-	-	-			
1, 3-ジクロロブロヘン		-	-	-	-			
チカラム		-		-	-			
シマゾン		-		-	-			
チオペンカルブ		-		-	-			
ベンゼン		-	-	-	-			
セレン又はその化合物	-	○		○	○	-	-	-
1, 4-ジオキサン		-	-	-	-			
グリコジン類	-	-		-	-		-	-

# 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

埼玉県ふじみ野市駒林18番地  
株式会社ウチダ  
代表取締役 内田一二三

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

山形県知事 吉村 美栄子



**NO COPY**

再複写無効

許可の年月日 令和 6 年 2 月 4 日

許可の有効年月日 令和 11 年 2 月 3 日

1 事業の範囲

別表1のとおり

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成26年 2月 4日	許可
平成31年 2月12日	許可の更新
令和 6年 2月 4日	許可の更新

5 積替え許可の有無   無

市名 許可番号

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無   無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

(別表1)

番号	特別管理 産業廃棄物区分	取扱	注釈							
1	令第1号		廃油(揮発油類、軽油類及び灯油類に該当するもの)							
2	令第2号		廃酸(水素イオン濃度指数2.0以下のもの)							
3	令第3号		廃アルカリ(水素イオン濃度指数12.5以上のもの)							
4	令第4号		感染性廃棄物							
5 イ	令第5号イ		(廃P C B等)							
5 ロ	令第5号ロ		(P C B汚染物)							
5 ハ	令第5号ハ		(P C B処理物)							
5 ニ	令第5号ニ		(廃水銀等)							
5 ト	令第5号ト	○	(廃石綿等)							
5	令第5号ホ、ヘ及びチヘル	枝番	a	b	c	d	e	f	g	h
	枝番	有害物質名	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	鉛さい	ぱいじん	指定 下水汚泥
1	1	アルキル水銀化合物								
2	2	水銀又はその化合物								
3	3	カドミウム又はその化合物								
4	4	鉛又はその化合物								
5	5	有機燐化合物								
6	6	六価クロム化合物								
7	7	砒素又はその化合物								
8	8	シアン化合物								
9	9	P C B								
10	10	トリクロロエチレン								
11	11	テトラクロロエチレン								
12	12	ジクロロメタン								
13	13	四塩化炭素								
14	14	1, 2-ジクロロエタン								
15	15	1, 1-ジクロロエチレン								
16	16	シス-1, 2-ジクロロエチレン								
17	17	1, 1, 1-トリクロロエタン								
18	18	1, 1, 2-トリクロロエタン								
19	19	1, 3-ジクロロプロパン								
20	20	チウラム								
21	21	シマジン								
22	22	チオベンカルブ								
23	23	ベンゼン								
24	24	セレン又はその化合物								
25	25	1, 4-ジオキサン								
26	26	ダイオキシン類								
27										
28										
29										
30										
6	令第6号		法第2条第4項第2号廃棄物の焼却施設集塵施設で集められたばいじん							
7	令第7号		ダイオキシン類を基準以上含むばいじん又は燃え殻及びこれらを処分のため処理したもの							
8	令第8号		ダイオキシン類を基準以上含む汚泥及び該当を処分のため処理したもの							
9	令第9号		ばいじん(集塵施設で集めた法第2条第4項第2号廃棄物に限る)							
10										
11										

【注1】「令第1号」は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条の4第1号を意味する。

【注2】表中の「○」は、取り扱うことができるもの、「◎」は積替え、保管を行うことができるもの、「×」は取り扱うことができないものを示す。

NO COPY

再複写無効

## 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 埼玉県ふじみ野市駒林18番地

氏名 株式会社 ウチダ

代表取締役 内田 一二三

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

静岡県知事

鈴木 康友

許可の年月日 令和7年 4月10日

許可の有効年月日 令和12年 4月 9日

## 1. 事業の範囲

## 事業の区分

## 特別管理産業廃棄物の種類

収集運搬（積替え及び保管行為を除く）

引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ、特定有害廃石綿等  
、特定有害汚泥（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、  
鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物  
、シアン化合物、セレン又はその化合物を含むものに限る。）、  
特定有害廃酸（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、  
鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、  
セレン又はその化合物を含むものに限る。）、特定有害廃アルカリ  
（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその  
化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、  
セレン又はその化合物を含むものに限る。）

以上 24品目

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え  
又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管  
上限及び積み上げができる高さ

該当しない

## 3. 許可の条件

## 4. 許可の更新又は変更の状況

令和7年 4月10日 新規許可

## 5. 積替え許可の有無 無

## 6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無



許可番号 01120030676

## 産業廃棄物処分業許可証

住所 埼玉県ふじみ野市駒林18番地  
 氏名 株式会社 ウチダ  
 代表取締役 内田 一二三

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事

大野 元裕

許可の年月日 令和3年6月2日

許可の有効年月日 令和10年5月26日

NO COPY

再複写無効

## 1. 事業の範囲

## 中間処理

破碎：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず、がれき類 以上8種類  
 破碎・減容：廃プラスチック類（塩化ビニルを除く。）、紙くず（圧縮固化に適したものに限る。）、木くず（圧縮固化に適したものに限る。）、繊維くず（圧縮固化に適したものに限る。）以上4種類  
 圧縮梱包：廃プラスチック類、紙くず、繊維くず 以上3種類  
 圧縮：金属くず 以上1種類

## 2. 事業の用に供するすべての施設

## 施設等の所在地

埼玉県上尾市大字領家字中井1116番4、1118番1、1118番2、1118番6、1119番1、1119番2、1119番3、1120番1、1120番2、1120番3、1120番5、1120番7、1120番8、1121番1、1121番2、1146番3、1146番7  
 以上17筆（面積4,465.40m<sup>2</sup>）。

処理施設及び保管施設の概要は2頁から3頁のとおり。

## 3. 許可の条件

- (1) 中間処理及び処理に伴う保管は、2.に掲げる場所で行うこと。
- (2) 中間処理は、2頁に掲げる処理施設で行うこと。

## 4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
平成9年5月27日	指令廃対第157号	新規許可
平成20年12月17日	指令産廃第1093号	変更許可（破碎・減容の追加及び事業場面積の拡大）
平成23年5月31日	指令中環第233号	優良確認
平成24年8月1日	—	変更届（保管面積の縮小及び保管高さの増大）
令和3年6月2日	指令中環第156号	更新許可（優良認定）

## 5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

無

許可番号 01120030676

## 処理施設の種類及び能力等

施設の種類	処理能力	産業廃棄物の種類	設置年月日 許可年月日 許可番号
破碎施設	600m <sup>3</sup> /日 (8時間)	紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず、がれき類 以上7種類	平成9年5月27日 平成13年2月1日 破1-3
圧縮梱包施設	40t/日 (8時間)	廃プラスチック類、紙くず、繊維くず 以上3種類	平成9年5月27日 — —
破碎施設	72t/日 (8時間)	木くず 以上1種類	平成15年11月21日 平成15年11月21日 1-45
圧縮施設	11.2t/日 (8時間)	金属くず 以上1種類	平成24年3月28日 — —
破碎施設	110t/日 (8時間)	廃プラスチック類 以上1種類	平成16年10月29日
	111t/日 (8時間)	紙くず、木くず、繊維くず(廃畳を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず(廃石膏ボードに限る。) 以上4種類	平成16年10月29日 1-47
破碎施設	4.92t/日 (8時間)	廃プラスチック類(再生利用可能な軟質系のものに限る。)、紙くず(圧縮固化に適したものに限る。)、木くず(圧縮固化に適したものに限る。)、繊維くず(圧縮固化に適したものに限る。) 以上4種類	平成20年12月17日 — —
破碎施設	4.91t/日 (8時間)	廃プラスチック類(再生利用可能な硬質系のものに限る。) 以上1種類	平成20年12月17日 — —
減容施設	29.61t/日 (14時間)	廃プラスチック類(塩化ビニルを除く。)、紙くず(圧縮固化に適したものに限る。)、木くず(圧縮固化に適したものに限る。)、繊維くず(圧縮固化に適したものに限る。) 以上4種類	平成20年12月17日 — —

**NO COPY**  
**再複写無効**

許可番号 01120030676

## 保管施設の種類及び能力等

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ等
ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず、がれき類 以上2種類	25.0 m <sup>2</sup>	2.5m（屋内）
木くず、繊維くず 以上2種類	80.0 m <sup>2</sup>	3.0m（屋内）
ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず 以上1種類	36.7 m <sup>2</sup>	2.5m（屋内） (30m <sup>3</sup> コンテナ×1個)
金属くず 以上1種類	13.8 m <sup>2</sup>	2.2m（屋内） (22m <sup>3</sup> コンテナ×1個)
廃プラスチック類 以上1種類	13.8 m <sup>2</sup>	2.2m（屋外） (22m <sup>3</sup> コンテナ×1個)
繊維くず 以上1種類	5.3 m <sup>2</sup>	1.0m（屋外） (フレコンバッグ×3個)
ゴムくず 以上1種類	5.3 m <sup>2</sup>	1.0m（屋外） (フレコンバッグ×3個)
紙くず 以上1種類	13.8 m <sup>2</sup>	2.2m（屋外） (22m <sup>3</sup> コンテナ×1個)
廃プラスチック類（再生可能な硬質系のものに限る。） 以上1種類	13.8 m <sup>2</sup>	2.5m（屋内） (30m <sup>3</sup> コンテナ×1個)
紙くず、木くず 以上2種類	88.0 m <sup>2</sup>	3.0m（屋内）
廃プラスチック類 以上1種類	100.0 m <sup>2</sup>	3.0m（屋内）
ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず（廃石膏ボードに限る。） 以上1種類	13.8 m <sup>2</sup>	2.5m（屋内） (30m <sup>3</sup> コンテナ×1個)
繊維くず 以上1種類	6.9 m <sup>2</sup>	1.5m（屋内） (8m <sup>3</sup> コンテナ×1個)
廃プラスチック類（再生利用可能な軟質系のものに限る。） 以上1種類	20.0 m <sup>2</sup>	2.0m（屋内）
廃プラスチック類（塩化ビニルを除く。）、紙くず（圧縮固化に適したものに限る。）、木くず（圧縮固化に適したものに限る。）、繊維くず（圧縮固化に適したものに限る。） 以上4種類	13.8 m <sup>2</sup>	2.5m（屋内） (30m <sup>3</sup> コンテナ×1個)

(以下余白)

NO COPY

再複写無効

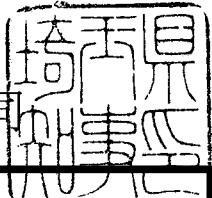
# 廃棄物再生事業者登録証明書

住 所 埼玉県ふじみ野市駒林18番地  
氏 名 株式会社 ウチダ  
代表取締役 内田 一二三

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条の2第1項に規定する廃棄物再生事業者の登録を受けた者であることを証する。

平成24年10月29日

埼玉県知事 上田 清司



**NO COPY**

再複写無効

1 事業場の名称

株式会社 ウチダ

2 事業場の所在地

埼玉県上尾市大字領家字中井1116番4、1118番1、1118番2、  
1118番6、1119番1、1119番2、1119番3、1120番1、  
1120番2、1120番3、1120番5、1120番7、1120番8、  
1121番1、1121番2、1146番3、1146番7  
以上17筆（面積：4,465.40m<sup>2</sup>）

3 事業の内容

- (1) 廃プラスチック類、紙くず及び繊維くずの破碎・圧縮梱包による再生
- (2) 金属くずの破碎・選別・圧縮による再生
- (3) ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず、がれき類の破碎・選別による再生
- (4) 木くず及びゴムくずの破碎による再生

4 登録年月日

平成10年6月9日

5 登録番号

第I-15号